

令和6年度

定期監査結果報告書

学校監査結果報告書

令和7年2月

三木市監査委員

三 監 報 第 1 3 号
令和 7 年 2 月 2 1 日

三 木 市 長	仲 田 一 彦 様
三木市議会議長	古 田 寛 明 様
三木市教育長	大 北 由 美 様
三木市選挙管理委員会委員長	宮 崎 和歌子 様
三木市公平委員会委員長	中 嶋 展 也 様
三木市農業委員会会長	大 原 義 弘 様
三木市固定資産評価審査委員会委員長	小 藤 貴 雅 様

三木市監査委員 石 本 成 史

三木市監査委員 堀 元 子

定期監査及び学校監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき令和 6 年度定期監査等を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じられたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

目 次

【定期監査】

1. 準拠	3
2. 監査の種類及び対象	3
3. 監査の着眼点	3
4. 監査の期間	4
5. 監査の実施場所及び日程	4
6. 監査の主な実施内容	4
7. 監査の結果	4
8. むすび	6

【学校監査（定期監査）】

1. 準拠	8
2. 監査の種類及び対象	8
3. 監査の着眼点	8
4. 監査の期間	8
5. 監査の実施場所及び日程	8
6. 監査の主な実施内容	8
7. 監査の結果	9
8. むすび	10

【参考】

参考	11
----	----

定期監査結果報告書

定期監査結果報告書

1. 準拠

本監査は、「三木市監査基準」に準拠している。

2. 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第4項（同第2項を兼ねる）の規定に基づく定期監査

【 総合政策部 】 デジタル推進課

【 総 務 部 】 税務課、債権管理課

【 市民生活部 】 環境課

【 健康福祉部 】 子育て支援課、医療保険課

【 産業振興部 】 観光振興課

【 都市整備部 】 交通政策課

【 上下水道部 】 下水道課

【 行政委員会等 】 選挙管理委員会

【 教育総務部 】 文化・スポーツ課、緑が丘町公民館、自由が丘公民館、青山公民館

【 教育振興部 】 教育・保育課

3. 監査の着眼点

(1) 重点事項

- ・ 公金の管理が適正に行われているか
- ・ 準公金の管理が適正に行われているか
- ・ 契約手続き（指定管理含む）が適正に行われているか
- ・ 補助金等の交付手続きが適正に行われているか
- ・ 未収金（債権）の管理が適正に行われているか

(2) その他の事項

- ・ 予算の執行等について
- ・ 収入事務について
- ・ 支出事務について
- ・ 出張命令について
- ・ 休暇取得について
- ・ 時間外勤務命令について

4. 監査の期間

令和6年10月22日から令和7年2月3日まで

5. 監査の実施場所及び日程

三木市役所会議室及び各公民館

11月11日(月) 自由が丘公民館、緑が丘町公民館、青山公民館

12月18日(水) 下水道課

12月25日(水) デジタル推進課、環境課、子育て支援課、交通政策課、選挙管理委員会

1月15日(水) 税務課、債権管理課、医療保険課、観光振興課、文化・スポーツ課、教育・保育課

6. 監査の主な実施内容

令和6年9月30日現在(11月11日及び12月18日実施分)、令和6年11月30日現在(12月25日及び1月15日実施分)及び前年度分における予算の執行状況及びその内容等について資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査・確認するとともに、職員への質問、追加資料の提出を求めるなどの方法で実施した。

7. 監査の結果

前述のとおり、監査した限りにおいては、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、後述のとおり改善を要する事例が見受けられたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望する。

また、口頭により改善の検討を指示した個別の事項についても改善措置を講じられるように要望する。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として、市長等が措置を講じたときは、地方自治法(以下、「自治法」という。)第199条第14項の規定により通知願います。

改善を要する事項については、次に示すとおり。

(1) 指摘事項

ア 自動更新条項を設定した複数年契約について（重点事項に係るもの）

【内容】

自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度の予算の裏付けがされていない時点において、後年度の契約を約束する自動更新条項を設けることはできないこととなっている。

また、複数年度にまたがる契約を行なう場合には、自治法第214条により予算で債務負担行為として設定するか、自治法234条の3に規定されている長期継続契約を適用するかのいずれかによることとなり、当初の契約期間が満了した場合は、改めて契約の締結手続きを行ない、新しい契約書を作成することとなる。

このような中、令和7年（2025年）1月15日現在で契約が継続しているWi-Fiのレンタル契約書（2021年6月3日締結）において、契約期間を「本契約のレンタル期間は2年間（2023年5月31日迄）とする。」といった三会計年度をまたぐ2年間の契約期間の規定をしたうえで、さらに「レンタル期間満了の1ヶ月前までに受注者又は発注者のいずれか一方、または双方より契約を更新しない旨の申し入れがない場合には、本契約はさらに1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。」といった自動更新条項を設定して、後年度の予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続の意思決定をしていた。

また、当初の2年間の契約期間が満了した以降についての新しい契約書が作成されていないことが認められた。（教育・保育課）

イ 準公金の管理について（重点事項に係るもの）

【内容】

準公金の管理者は、準公金の取扱基準に則して会計事務が行われているのか「準公金管理状況報告書」に列記されている点検項目に基づき点検することとなっている（取扱基準 第5）。具体的には、各公民館が当該報告書を作成し、生涯学習課が照合・点検を行なっている。

監査を実施した際、当該報告書に記載されている普通預金の残高と通帳の残高について照合したところ不一致となっていたことから、照合・点検が適切に実施されていないことが認められた。（生涯学習課）

(2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

補助金交付事務について（重点事項に係るもの）

【内容】

補助金は、自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。

補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。

このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等によって公表されていないものが見受けられる。市民等が知り得ない補助金制度は活用されにくく、また公正に運用されているのか市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。

8. むすび

以上が令和 6 年度に実施した定期監査の概要である。

ここ数年の状況を顧みると、法令等を遵守した業務改善への取組が急速に進んでいる印象を受ける。これは、日々の職員の努力によるものといえ、素直に歓迎、賞賛したい。

この度の監査結果が、現状の業務のあり方を見直し、または改善につながることを期待し、むすびとする。

学校監査結果報告書

(定期監査)

学 校 監 査 結 果 報 告 書

1. 準拠

本監査は、「三木市監査基準」に準拠している。

2. 監査の種類及び対象

自治法第 199 条第 4 項（同第 2 項を兼ねる）の規定に基づく定期監査

【 小学校 3 校 】 志染小学校、口吉川小学校、吉川小学校

【 中学校 1 校 】 吉川中学校

3. 監査の着眼点

(1) 重点事項

- ・ 学校で保管する現金、通帳等の管理が適正に行われているか
- ・ 備品及び薬品の管理が適正に行われているか

(2) その他の事項

- ・ 予算の執行状況について
- ・ 防犯及び消防設備の維持管理について
- ・ 郵便切手等の管理について
- ・ 市費職員の勤務関係について

4. 監査の期間

令和 6 年 10 月 11 日から令和 7 年 2 月 3 日まで

5. 監査の実施場所及び日程

令和 6 年 11 月 6 日(水) 口吉川小学校、志染小学校

令和 6 年 11 月 12 日(火) 吉川中学校、吉川小学校

6. 監査の主な実施内容

令和 6 年 9 月 30 日現在における学校の予算の執行状況、施設、物品及び準公金の管理状況等について、現地において関係職員から説明を聴取するとともに、あらかじめ提出を求めた関係書類、諸帳簿等を抽出により検査と照査するなどにより監査を実施した。

7. 監査の結果

前述のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかし、後述のとおり改善を要する事例が見受けられたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望する。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として、教育委員会等が措置を講じたときは、自治法第 199 条第 14 項の規定により通知願います。

改善を要する事項については、以下に示すとおり。

(1) 指摘事項

指摘事項なし。

(2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

準公金の取扱いについて（重点事項に係るもの）

【内容】

学校が管理しているいわゆる学年会計や P T A 会計などの現預金については、公金に準じた取扱いが求められることから管理において以下の点に特に留意されたい。

- ① P T A 等から教育活動のために支援を受けている資金（教育振興費）については、毎年度の決算において、その用途内容を書面にて報告し、適切な使用がなされているか支援者からの理解が得られるように努められたい。
- ② 数年間、使用していない通帳が複数認められた。使用しない通帳は、管理が行き届きにくく事故が発生しやすくなることから解約するなど通帳数を精査されたい。
- ③ 現金、預金通帳等は必ず金庫に保管し、印鑑は公費会計とは別のものにするとともに預金通帳とは別の金庫など鍵のかかる場所で適切に保管されたい。
- ④ 教職員の異動に伴う担当者の変更があった場合でも事務引継ぎを正確に行うとともに、三木市立学校園徴収金事務取扱要綱を遵守されたい。

8. むすび

以上が令和6年度に実施した学校監査の概要である。

学校活動に必要な教材費や校外学習費用などを保護者から徴収する、いわゆる学校徴収金について、令和2年度から重点的に監査を実施してきた。途中、紛失事案が発生し報道機関で大きくとりあげられるなど紆余曲折はあったものの、教育委員会事務局の学校教育課が、学校における準公金の取扱について相当の時間をかけ丁寧に助言や指導を繰り返し実施してきた。また、学校においても適切な管理・改善を心がけられたことにより令和5年度頃から目に見えて改善が進んでいる。

令和6年度に至っては、概ね適切な管理状況となっていることが認められた。今後も継続して適切な管理が行われるよう教育委員会事務局におかれては引き続き丁寧な助言や指導を行うとともに、支援が必要と思われる学校については個別重点的な助言・指導をされたい。

保護者をはじめ地域住民からの信頼の下、適切な学校運営が引き続きなされていくことを期待し、むすびとする。

参 考

参考（定期監査の対象部署に関する概要等）

各所属の職員数については、職員（派遣職員以外の職員。休業中の職員含む。）及び派遣職員をそれぞれ記載している。

【総合政策部】

デジタル推進課

(1) 組織及び職員数

D X推進係及び情報管理係の2係が設置され、職員が5人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア D X推進係は、行政事務のデジタル化、デジタルデバイド対策、健康アプリの運用管理、情報システムを活用した業務改善に関する事務等を所管している。

イ 情報管理係は、住民情報システムの運用管理及び標準化、庁内ネットワークの運用管理、情報セキュリティ対策に関する事務等を所管している。

【総務部】

税務課

(1) 組織及び職員数

管理係、市民税係及び資産税係の3係が設置され、職員が25人、派遣職員が1人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 管理係は、税制改正、市税に関する各種証明書の発行、市税の収納管理、市たばこ税、入湯税及び交付金に関する事務等を所管している。

イ 市民税係は、個人住民税（市民税・県民税）、法人市民税、国民健康保険税及び軽自動車税の賦課に関する事務等を所管している。

ウ 資産税係は、固定資産税及び都市計画税の賦課、固定資産の調査及び評価に関する事務等を所管している。

債権管理課

(1) 組織及び職員数

債権管理係が設置され、職員が10人配置されている。

(2) 所管業務の概要

市税の納付誓約や徴収猶予、滞納処分、差押物件の公売に関する事務、各種債権を所管する課への債権回収に関する指導、移管債権の財産調査・滞納処分等を所管している。

【市民生活部】

環境課

関係機関として、清掃センター、吉川クリーンセンター、三木市クリーンセンターが設置されている。

(1) 組織及び職員数

業務係及び浄化係（三木市クリーンセンター）の2係、収集班、ふれあい班、施設班、吉川クリーンセンターが設置され、職員が42人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 業務係は、ごみの減量化の推進、ごみ処理手数料の徴収、ごみ処理施設改修事業、環境施設対策協議会、災害廃棄物分別の市民への周知に関する事務等を所管している。

イ 収集班は、ゴミの収集作業計画及び業務の管理運営、ごみの収集運搬及び処理に関する事務等を所管している。

ウ ふれあい班は、ふれあい収集、粗大ごみかけつけ隊の運用に関する事務等を所管している。

エ 施設班は、ごみの搬入許可、埋立処分場の管理運営に関する事務等を所管している。

オ 吉川クリーンセンターは、可燃ごみを除く家庭ごみの搬入許可、埋立処分場の管理運営に関する事務等を所管している。

カ 浄化係は、し尿の収集計画及び業務の管理運営、し尿収集の申込受付及び収集運搬、し尿及び浄化槽汚泥の処理、し尿処理手数料、三木市クリーンセンターの運転・維持管理に関する事務等を所管している。

【健康福祉部】

子育て支援課

関係機関として、児童センター及び吉川児童館が設置されており、課長は児童センター所長及び吉川児童館長を兼務している。

(1) 組織及び職員数

児童福祉係、子育て応援係及び家庭支援係の3係が設置され、職員が30人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 児童福祉係は、地域子ども・子育て支援事業、みきっ子未来応援協議会、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター事業に関する事務等を所管している。

イ 子育て応援係は、児童センター・吉川児童館の管理運営、地域子育て支援事業、一時預かり保育に関する事務等を所管している。

ウ 家庭支援係は、こどもサポートセンター、要保護児童対策、児童虐待対策、

母子・父子家庭等の相談、養育支援訪問・子育て世帯訪問支援、子育て家庭ショートステイ事業、子どもの貧困に関する事務等を所管している。

医療保険課

一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計を所管している。

(1) 組織及び職員数

国民健康保険係及び福祉医療係の2係が設置され、職員が19人（そのうち1人が兵庫県後期高齢者医療広域連合へ派遣されている。）配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 国民健康保険係は、国民健康保険事業、医療費適正化対策事業、保健事業、特定健診及び特定保健指導に関する事務等を所管している。

イ 福祉医療係は、後期高齢者医療、福祉医療に関する事務等を所管している。

【産業振興部】

観光振興課

関係機関として、三木ホースランドパーク、道の駅みき、山田錦の館・温泉交流館、別所ゆめ街道、三木鉄道記念公園、三木鉄道ふれあい館、あじさいフローラみきが設置されている。道の駅みき、山田錦の館、温泉交流館、別所ゆめ街道、あじさいフローラみきは指定管理者により管理・運営されている。

(1) 組織及び職員数

観光振興係が設置され、職員が6人配置されている。

(2) 所管業務の概要

観光事務、観光振興、観光施設の管理運営及び活用に関する事務等を所管している。

【都市整備部】

交通政策課

関係機関として、自由が丘中公園バス待合施設が設置されており、指定管理者により管理・運営されている。

(1) 組織及び職員数

交通政策係が設置され、職員が5人配置されている。

(2) 所管業務の概要

路線バス及びデマンド型交通の運行支援（補助）、地域ふれあいバスの運行、神戸電鉄粟生線の維持・活性化、神戸電鉄粟生線三木駅の管理に関する事務等を所管している。

【上下水道部】

下水道課

(1) 組織及び職員数

下水道業務係、下水道管理係及び下水道工務係の3係が設置され、職員が13人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 下水道業務係は、下水道事業の経営、下水道事業の広報に関する事務等を所管している。

イ 下水道管理係は、下水道施設の維持管理に関する事務等を所管している。

ウ 下水道工務係は、下水道管渠の新設と長寿命化、農業集落排水施設の統合に関する事務等を所管している。

【行政委員会等】

選挙管理委員会

(1) 組織及び職員数

職員が4人配置されている。

(2) 所管業務の概要

選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行、国民投票の執行、選挙管理委員会の運営、選挙人名簿の調製、裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者名簿の調製、選挙に関する啓発及び周知並びに明るい選挙推進協議会に関する事務等を所管している。

【教育委員会事務局 教育総務部】

文化・スポーツ課

関係機関として、堀光美術館、みき歴史資料館及び文化会館が設置されている。また、文化会館については、指定管理者により管理・運営されている。

(1) 組織及び職員数

文化芸術係、スポーツ係及び文化遺産係の3係が設置され、職員が20人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 文化芸術係は、文化芸術の振興・普及・奨励、文化芸術団体の育成支援、文化芸術顕彰制度の運用、市民文化振興基金、堀光美術館、文化会館の管理・運営に関する事務等を所管している。

イ スポーツ係は、市民のスポーツ振興、社会体育に係る企画・調整、スポーツ推進委員、社会体育及びレクリエーションの奨励、社会体育団体の指導助成、三木市スポーツ振興基金、スポーツ関係者の顕彰、スポーツクラブ21の運営

支援、社会体育施設の管理運営、地域クラブ活動に関する事務等を所管している。

ウ 文化遺産係は、文化財の保護及び調査研究、歴史・美術の杜推進事業、みき歴史資料館の管理運営に関する事務等を所管している。

緑が丘町公民館

(1) 組織及び職員数

職員が6人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ライフステージに対応した生涯学習の推進、地域コミュニティづくりの推進、地域人権学習の推進に関する事務等を所管している。

自由が丘公民館

(1) 組織及び職員数

職員が7人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ライフステージに対応した生涯学習の推進、地域コミュニティづくりの推進、地域人権学習の推進に関する事務等を所管している。

青山公民館

(1) 組織及び職員数

職員が6人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ライフステージに対応した生涯学習の推進、地域コミュニティづくりの推進、地域人権学習の推進に関する事務等を所管している。

【教育委員会事務局 教育振興部】

教育・保育課

(1) 組織及び職員数

ア 教育・保育課は、指導係、入所・給付係及びアフタースクール係の3係が設置され、職員が20人（そのうち3人は指導主事を兼務している。）配置されている。

イ 幼稚園2園には、園長及び教諭が11人配置されている。

ウ 保育所1か所には、所長及び保育士が32人、看護員が2人配置されている。

エ 認定こども園1園には、園長及び保育教諭が41人、教育専門官が1人、看護員が2人配置されている。

オ アフタースクール2か所には、職員が20人配置されており、そのほかのア

フタースクール 11 か所は業務委託されている。

(2) 所管業務の概要

ア 指導係は、幼保一体化計画、就学前教育・保育施設の指導・評価、教育・保育の質の向上、保育人材の確保に関する事務等を所管している。

イ 入所・給付係は、就学前教育・保育施設等の確認及び監査、就学前教育・保育施設の入退所、教育・保育給付及び施設等利用給付に関する事務等を所管している。

ウ アフタースクール係は、放課後児童健全育成事業に関する事務等を所管している。

学校関係

各学校の教職員数については、正規職員及び会計年度任用職員（県費職員、市費職員及び休業中の職員含む。）の合計を記載している。

また、各学校の学級数、児童及び生徒数は特別支援学級を含めた全学年の合計を記載している。

【小学校】

志染小学校

(1) 教職員数

教職員数の合計は 25 人である。

(2) 学級数及び児童数

学級数は 6 学級、児童数は 54 人である。

口吉川小学校

(1) 教職員数

教職員数の合計は 13 人である。

(2) 学級数及び児童数

学級数は 5 学級、児童数は 48 人である。

吉川小学校

(1) 教職員数

教職員数の合計は 19 人である。

(2) 学級数及び児童数

学級数は 10 学級、児童数は 183 人である。

【中学校】

吉川中学校

(1) 教職員数

教職員数の合計は 22 人である。

(2) 学級数及び生徒数

学級数は 5 学級、生徒数は 107 人である。